

八街市指定ごみ袋受注管理一般廃棄物処理手数料収納管理業務公募型プロポーザル選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八街市指定ごみ袋受注管理一般廃棄物処理手数料収納管理業務（以下「本業務」という。）の委託について、その事業者を選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、八街市指定ごみ袋受注管理一般廃棄物処理手数料収納管理業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、本業務の事業者の選定について、審査を行うものとする。

(組織)

第4条 委員会は委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、経済環境部長をもって充て、会務を総理する。

3 会議の議長は、委員長をもって充てる。

4 委員長に事故あるときは、総務部長の職にある者が委員長の職務を代理する。

5 委員会の委員は、次の者をもって充てる。

(1) 総務部長

(2) 経済環境部長

(3) 総務部企画政策課長

(4) 総務部財政課長

(5) 総務部システム管理課長

(6) 経済環境部環境課長

(7) 経済環境部クリーン推進課長

(8) 会計管理者

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、経済環境部クリーン推進課において処理する。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の会議の結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 委員会の会議結果については、部外者に漏れないよう秘密の保持に注意しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年10月30日から施行する。

(廃止)

- 2 この要綱は、本業務の執行に係る事業者の選定の完了した日をもって廃止する。